

7月15日から

マイナンバー（個人番号）カードで コンビニ交付サービスが スタート



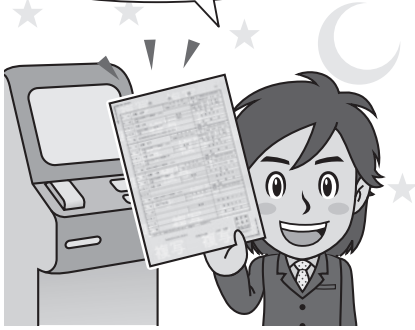
コンビニ交付サービスとは？

マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して、コンビニエンスストアのマルチコピー機から証明書を取得できるサービスです。サービスの内容は次のとおりです。

〔利用時間〕

午前6時30分～午後11時00分
（年末年始とシステム等休止日除く）

お昼休みや夜間、
さらに休日でも自分の都合に
合わせて取得できます。



〔対象コンビニエンスストア〕
全国のセブン・イレブン、ローソン、
ファミリーマートおよびサークル
Kサンクスのマルチコピー機設置
店舗で利用できます。
ただし、機器メンテナンス等の保
守点検のため、サービスを停止す
る場合があります。

〔対象の証明書〕

- 住民票の写し（現在のもの）
- 住民票記載事項証明書
- 印鑑登録証明書
- 町・県民税 所得証明書（前年分のもの）
- 町・県民税 課税（非課税）証明書（現年度のもの）

※印鑑証明および税証明の発行は、本人のものに限ります。
※税証明は、毎年6月ごろに新しい年度のものに切り替わります。
※町・県民税の申告をされていない「未

申告」の方については、コンビニ交付はできませんので、役場税務課にて手続きをお願いします。

〔交付手数料〕

1通 200円

コンビニでの

証明書交付のポイント

コンビニ交付の利用には、マイナンバーカード（個人番号カード）とカード取得時に設定した4桁の暗証番号が必要です。

〔便利〕

夜間や休日でも利用時間であればコンビニエンスストアで取得できます

〔簡単〕

簡単な端末操作で取得できます

〔安心〕

専用ネットワークと高度なセキュリティで個人情報保護しています

利用方法

1

マルチコピー機のメニューにある、「行政サービス」から【証明書交付サービス】を選択します。

2

マイナンバーカード（個人番号カード）をセットし、暗証番号（4桁）を入力します。



3

必要な証明書を
選択します。



Q & A

Q. 利用するには手続きが必要ですか？

A. マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は、新たに申請をしていただく必要はありません。

ただし、「利用者証明用電子証明書」が有効である事が条件となります。

Q. マイナンバーカードの申請方法は？

A. マイナンバーの通知カードとともに送付されている個人番号カード交付申請書の返送または、スマートフォン、パソコンから申請すると、無料でカードの交付を受けられます。カードの受け取りは、交付通知書ががきが届いたら必要書類を持って役場住民課窓口までお越しください。

Q. 窓口と同じ証明書がとれますか？

A. 「住民票の写し」は現在のもの、「税証明」は最新のものに限定されています。

過年度の証明書などが必要な場合は、役場の窓口までお願いします。

また、用紙はA4サイズの普通紙に印刷されますが、証明書の裏面には偽造や改ざんを防止する技術が施されています。

Q. 暗証番号を忘れてしまった！

A. 改めて暗証番号を設定していただくこととなります。

また、3回続けて暗証番号を間違えるとロックがかかってしまい解除の手続きが必要ですが、どちらもご本人が役場の住民課にて手続きをお願いします。

Q. 間違って証明書を取ってしまった。交換や返金はしてもらえますか？

A. 誤って取得した場合でも交換や返金はできません。

また、手数料が免除になる場合でもコンビニでの証明書交付では、手数料がかかります。(後から返金は出来ません)

Q. セキュリティは大丈夫ですか？

A. コンビニ交付サービスは、専用の通信ネットワークを利用してあるほか、通信内容の暗号化を実施しており、個人情報漏洩の防止対策を講じています。

また、証明書発行に関しては、マイナンバー(個人番号)は利用

しませんので、マイナンバーが漏洩することはありません。

Q. 出生など住民異動があった時は？

A. 出生、転居、婚姻などの住民異動があった場合は、その情報がコンビニ交付サービスのシステムに送られるまでに多少時間がかかるため、直ちに利用できません。

Q. 税証明は誰でも取得できますか？

A. 税証明については、賦課期日の1月1日に日野町に住民登録があり、町・県民税の申告をしている方に限ります。

なお、1月1日時点で日野町に住民登録があっても、現在の住所地が町外であれば税証明書をコンビニ交付により取得することはできません。

役場に行かなくても、お近くのコンビニエンスストアで取得できます。また、証明書が急に必要になった時も、出先ですぐに取得できます。



4

内容を確認し、手数料を投入します。



5

証明書が発行されます。証明書には偽造改ざん防止処理を施しています。

※印刷には数分かかることがあります。その場を離れないでください。



◆問い合わせ先

●住民票・印鑑登録証明書については…

住民課 住民担当

☎0748-52-6571

●税証明については…

税務課

☎0748-52-6570

詳しくは地方公共団体情報システム機構ホームページ内「コンビニ交付」
(<https://www.lg-waps.jp/>)
サイトをご覧ください。